



長野県報

2月1日(月)
令和3年
(2021年)
第175号

目次

規 則

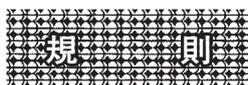
長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）	2
県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則（道路建設課）	5

告 示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	7

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（4件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	7
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	11
保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）	12
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	12
企画提案公募（プロポーザル）（学びの改革支援課）	13



長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年2月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号のタ中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第37条中「要約書」を「これを要約した書類」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（評価書についての知事の意見の提出期間）

第37条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める期間は、60日とする。

（条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正等）

第37条の3 第35条の規定は、条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正及び同号の規則で定める修正について準用する。

（評価書の補正）

第37条の4 事業者は、条例第21条の3第1項第2号又は第2項の規定により評価書の補正をするときは、条例第21条の2第1項の意見についての事業者の見解及び補正前の評価書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

（補正後の評価書送付書及び評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書）

第37条の5 条例第21条の3第3項の規定による送付をしようとする者は、補正後の評価書送付書（様式第1号）に補正後の評価書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。

2 条例第21条の3第3項の規定による通知をしようとする者は、評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書（様式第4号の2）に条例第21条の2第1項の意見についての事業者の見解を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第39条第5号中「要約書」を「これを要約した書類」に改める。

第40条中「評価書」の次に「」と、「要約書」とあるのは「これを要約した書類」を加える。

第56条第1項第13号中「第21条」を「第21条の3第3項」に改める。

第56条の2第3項の表の第4条の2の項中 「に係る」を 「に係る計画」に、「」に係る」を「」に係る

計画」に改める。

第58条第2項の表の第6条第1項第1号の項中「並びに」の次に「施行規則第56条の2第1項の第1種事業を実施しようとする者又は」を加え、同表の第21条第3項及び第22条の項を次のように改める。

第21条第3項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び施行規則第56条の2第1項の第1種事業を実施しようとする者又は施行規則第58条第1項の事業者
第21条の2第1項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第21条の3第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第3項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び施行規則第56条の2第1項の第1種事業を実施しようとする者又は施行規則第58条第1項の事業者
第22条	知事	都市計画決定権者
	認める	知事が認める
	受けたとき	行ったとき
	の送付を受けた	を作成した

第58条第3項中「第6条第5項、第15条第7項」を「第6条第6項、第15条第8項」に改め、同項の表の第6条第4項の項中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第8号」に改め、同項の次に次のように加える。

第6条第5項第2号	条例第4条の2	第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
	第1種事業等	都市計画第1種事業等

第58条第3項の表の第9条の項を次のように改める。

第9条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
-----	-------	------------------------------

第58条第3項の表の第23条第1項の項を次のように改める。

第23条第1項	条例第17条第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項
	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項

第58条第3項の表の第37条の項の次に次のように加える。

第37条の2	条例第21条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項
第37条の4	事業者	都市計画決定権者
	第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の3第2項
	条例第21条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項
第37条の5第1項	条例第21条の3第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の3第3項
第37条の5第2項	条例第21条の3第3項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の3第3項
	条例第21条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項
	事業者	都市計画決定権者

別表第1の6の項中「第38条第3項」を「第38条第2項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第3条の9、第8条、第16条、第37条、第37条の5、第51条の3、第54条の2、第55条、第56条の2、第58条関係)

配慮書送付書
 方法書送付書
 準備書送付書
 評価書送付書
 補正後の評価書送付書
 事後調査計画書送付書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

長野県環境影響評価条例第4条の4 (長野県環境影響評価条例施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第4条の4)
 長野県環境影響評価条例第7条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条)
 長野県環境影響評価条例第15条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条)
 長野県環境影響評価条例第21条第3項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項)
 長野県環境影響評価条例第21条の3第3項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条の3第3項)
 長野県環境影響評価条例第30条の2第2項 (長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項)

の規定により、下記のとおり

配慮書及びこれを要約した書類
 方法書及びこれを要約した書類
 準備書及びこれを要約した書類
 評価書及びこれを要約した書類
 補正後の評価書及びこれを要約した書類
 事後調査計画書

を送付します。

記

<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第1種事業等の名称 都市計画第1種事業等の名称 都市計画対象事業の名称 </p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第1種事業等の種類 都市計画第1種事業等の種類 都市計画対象事業の種類 </p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第1種事業等の規模 都市計画第1種事業等の規模 都市計画対象事業の規模 </p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 事業実施想定区域 都市計画対象事業区域 </p>	
<p>環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響想定地域の範囲又は関係地域の範囲</p>	
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> [配慮書 方法書 準備書] </p>	<p>についての意見書の提出先</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 配慮書 方法書 準備書 評価書 補正後の評価書 事後調査計画書 </p>	<p>の 名 称</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 配慮書 方法書 準備書 評価書 補正後の評価書 事後調査計画書 </p>	<p>の 送 付 部 数</p>

(備考) 「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、条例第4条の4の第1種事業等 (施行規則第56条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4の都市計画第1種事業等) に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。

様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第4号の2)(第37条の5、第58条関係)

評価書の補正を必要としないと認める旨の通知書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第21条の3第3項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条の3第3項)の規定により、下記の事業について評価書の補正を必要としないと認めますので、通知します。

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の6の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

環境政策課

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年2月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第4号

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則
県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則(平成25年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び歩行者専用道路(第44条・第45条)を「等(第44条―第46条)」に改める。

第34条中「さく」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 自転車専用道路等

第45条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設ける

ものとする。

- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道路建設課